

測量調査設計業務入札参加者の皆様へ

令和 8 年度の入札制度等については下記のとおりとしますので、遺漏なきようお願いいたします。

なお、上下水道局、市立四日市病院の発注についても、特に定めのない限り下記の入札制度等を準用します。

記

1. 条件付一般競争入札

本市では、100 万円超の測量調査設計業務について、原則として条件付一般競争入札を実施しています。

- ・ 原則として、毎週水曜日に公告します（上下水道局、病院は毎週月曜日）。
- ・ 入札の公告は、市役所正面玄関横及び調達契約課前の掲示場（上下水道局、市立四日市病院はそれぞれ所定の掲示場）、ホームページ、建通新聞に掲出します。
- ・ 市内受任者として登録する場合は、入札参加について「測量・調査・設計業務における四日市市内受任者の認定基準要領」に従った認定が必ず必要となります。
- ・ 入札参加条件等については、共通事項以外は業務発注ごとに異なりますので、各公告内容を確認してください。
- ・ 入札参加者について、資格を有すると認められた者は、入札（開札）に立ち会うことができます。なお、入札参加者の中から、立合いがない場合は、当該入札事務に関係のない職員が立会います。

2. 最低制限価格の設定と算出方法について

「測量調査設計業務」の条件付一般競争入札及び指名競争入札は、すべて最低制限価格が設けられています。

最低制限価格（税抜き）の範囲は、予定価格（税抜き）の $7.5/10 \sim 9.2/10$ の範囲内で下記の考え方により算出される金額とします。

ただし、下記の考え方により算出された金額が予定価格の $7.5/10$ を下回るときは $7.5/10$ （万円未満切り上げ）とし、 $9.2/10$ を超えるときは $9.2/10$ （万円未満切り捨て）とします。

○算出方法

※下記の合計金額に 1 万円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てとします。

【測量調査設計業務】

①測量業務（権利調査を含む）

直接測量費＋諸経費×0.6

※諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

②設計業務・用地調査等業務

積算に技術経費の項目を計上しない場合

直接原価＋その他原価＋一般管理費等×0.5

③設計業務・用地調査等業務

積算に技術経費の項目を計上する場合

直接業務費＋諸経費×0.6＋技術経費

※諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

建築関係業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

④地質調査業務

純調査費＋諸経費×0.5＋解析等調査業務費×0.8

※純調査費＝直接調査費＋間接調査費

諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

※ 複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系ごとに端数処理（万円未満切り捨て）を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とします。なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記①②③④の業務が合算された業務のことであり、②及び③の中で併記された設計業務・用地調査等業務は同一諸経費体系とみなしますので、端数処理は行いません。

また、①②③④それぞれの中に複数業務がある場合についても、端数調整は個別に行いません。

3. 業務委託費内訳書の提出について

原則として全ての入札において業務委託費内訳書の提出を求めます。この場合、入札書に添付して提出してください。なお、所定の業務委託費内訳書の添付がない場合には、当該入札は無効となります。

4. 配置予定の管理技術者、照査技術者（以下、「技術者等」）について

- (1) 照査技術者は当該業務の管理技術者を兼ねることはできません。
- (2) 技術者等を入札日までに適正に配置できなくなった場合は、入札辞退の申し出をしてください。
- (3) 技術者等が適正に配置できない場合は、入札参加できません。
- (4) 本市発注業務において、管理技術者は3本まで兼務することが可能です。
ただし、業務履行上の契約違反（契約辞退を除く）による資格停止措置を受けている者は、当該期間終了の翌日から1年間に公告（指名）される業務については、管理技術者の兼務を不可とします。なお、資格停止期間満了後3ヵ年を経過するまでの間に上記の資格停止を受ける場合は、兼務不可の期間を2年間とする。
- (5) 技術者等は、受注者と3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることを求めます。3ヵ月以上の雇用関係については、厚生年金保険、雇用保険などの公的な書類

（以下、「社会保険等」）をもって確認します。なお、市内業者については、技術職員名簿の届出時の添付書類（社会保険等）で確認します。

（６）配置技術者のなりすまし防止のため、契約書提出時に、配置技術者の顔写真付きの公的機関が発行した証明書（監理技術者証、運転免許証、技能講習終了証明書、パスポート等）の写しを提出してください。

（７）その他技術者の取扱いについては、別途ホームページをご覧ください。

５．相入札者（同一委託業務の入札参加者）の再委託の禁止

測量・建設コンサルタント業務等の指名競争入札では、同一の委託業務に係る入札参加者に再委託（１次以下の再委託を含む。）することを禁止しています。ただし、入札執行前に入札辞退の届出がされた場合は相入札者とみなしません。

６．変更届の提出について

本市業者名簿の登録内容に変更があった場合（個別申請書類以外）は、「三重県・市町・四日市港管理組合共同入札参加資格変更手続要領」を確認の上、『共通変更届』に必要書類を添えて速やかに（公財）三重県建設技術センターへ提出（郵送のみ）してください。

なお、市内業者の方は、個別申請書類（「使用印鑑届」「技術職員名簿」）の内容に変更があった場合は、『四日市市入札参加資格申請書 個別申請書類変更届』に必要書類を添えて速やかに調達契約課へ提出（持参、郵送、又は電子申請）してください。

７．追加登録について

新規又は業種の追加登録の申請をされた方は、本市入札参加資格審査会において参加資格有無の審査を経て、３ヶ月毎（６・９・１２・３月）に調製される追加名簿登載後に公告又は指名される案件から、当該業務の入札に参加できます。

【注意】

本通知は、令和8年度名簿への新規登録のご案内になります。

令和8年度名簿は、6月以降の公告分から適用となります。

そのため、6月に入札するものでも、5月に公告されている案件は、令和7年度名簿の適用となり、入札には参加できませんので、ご注意ください。

公告の例	令和8年5月	令和8年6月
令和7年度名簿	5/27 公告	6/12 入札
令和8年度名簿		6/3 公告 6/19 入札